

商品名: \_\_\_\_\_  
 メーカー名: \_\_\_\_\_  
 型及び等級: \_\_\_\_\_

該非用パラメータシート  
 (情報セキュリティ・貨物・パート2)  
 様式9-11

CISTEC 2010.4  
 (平成22年4月1日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
<p>第十三号 第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置又は秘密保護機能を評価若しくは検証するための測定装置:</p> <p>第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物が有する秘密保護機能(第21条第1項第七号又は第八号の二から第十号までのいずれかのプログラムが有するものを含む。)を評価若しくは検証するための測定装置</p>			
<p>a. 部分品又は附属品か?</p>	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	
<p>b. 第九号から第十二号までのいずれかに『係る』貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置か?</p> <p>(解釈)「貨物等省令第8条第十三号中の設計用の装置、製造用の装置又は評価若しくは検証するための測定装置」:                  他の用途に用いることができるものを除く。</p> <p>〈注意〉『係る』:ここでは、「該当」のもの「非該当」のもの両方を含むことを意味する。</p>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←d.へ	
<p>c. 第九号から第十二号までのいずれかに『係る』貨物又は第21条第1項第七号若しくは第八号の二から第十号までのいずれかに『係る』プログラムが有する秘密保護機能を評価若しくは検証するための測定装置か?</p> <p>(解釈)「貨物等省令第8条第十三号中の設計用の装置、製造用の装置又は評価若しくは検証するための測定装置」:                  他の用途に用いることができるものを除く。</p> <p>〈注意〉『係る』:ここでは、「該当」のもの「非該当」のもの両方を含むことを意味する。</p>	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	